

第5章

未来への生活基盤が整ったまち

第1章

第2章

第3章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

重点プロジェクト

資料編

5-1 土地利用・市街地整備



目的と方針

町全体の一体的・持続的な発展に向け、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した計画的な土地利用に努めるとともに、将来を見据え、コンパクトシティ^{※44}の実現に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、将来にわたって持続可能な都市を形成するためには、各種の都市機能を集約し、コンパクトなまちづくりを進めていくことが求められています。

本町は、昭和46年に茨城都市計画区域に指定され、昭和49年に区域区分が定められました。昭和50年には水戸・勝田都市計画区域に行政区域全体が編入されるなど、これまで「茨城町都市計画マスタープラン」（平成28年度～概ね20年後）に基づき、土地利用の状況に応じた都市計画の変更を行いながら、メリハリのある土地利用の規制・誘導に努めてきました。

本町の都市計画区域は、約4%が市街化区域、残りの約96%が市街化調整区域で、町域のほとんどが市街化調整区域となっています。

区域別の人口推移をみると、町全体では減少傾向にある中、市街化区域では増加傾向にあり、市街化調整区域では減少が続いています。

土地利用等については、あらゆる活動の共通の基盤であると同時に、限られた貴重な資源であることから、地域の発展のためには有効に利用していくことが重要であり、今後も、社会・経済情勢の変化や地域の特性を十分に踏まえながら、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した規制・誘導を図っていくことが必要です。

※44 住宅や医療・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできる効率的で持続可能な都市。

また、本町では令和3年度に、将来にわたってまちの維持・存続を図るため、集約型の都市構造の形成に向けた「茨城町立地適正化計画」（令和4年度～令和23年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づき町民・事業者・行政が一体となって、コンパクトなまちづくりを進めていくことが必要です。

主要施策

5-1-1 計画的な土地利用の推進

- ① 「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき、保全と開発の調和のとれた規制・誘導を行い、地域の特性を生かした適切な土地利用に努めるとともに、都市基盤施設の整備状況や周辺環境の状況により、必要に応じて都市計画の変更を検討します。
- ② コンパクトシティの実現に向け、「茨城町立地適正化計画」に基づき、町民・事業者・行政が一体となって、市街化区域内への住宅及び都市機能（医療・福祉・商業など）の立地を誘導していきます。

5-1-2 前田・長岡地区の地区計画に基づく整備

必要な計画道路・施設等の整備を進め、宅地化を促進するなどの都市的な土地利用を誘導するとともに、地区施設道路の整備にあたっては、安全・安心な通学路の確保を図るなど緊急性や機能に応じて優先度を定め、地域住民と協議しながら整備に努めます。

5-1-3 役場周辺地区の整備

役場周辺地区について、行政施設や商業・業務施設が集積している特徴を生かし、地域の活性化やにぎわいの創出に向けた拠点機能の強化や公共施設等の防災機能の強化に努めます。

5-1-4 市街化調整区域内集落の維持・保全

- ① 既存集落においては、区域指定制度を活用しながら、住宅や一定の小規模店舗などの立地を促し、コミュニティの維持・保全を図ります。
- ② 社会・経済情勢の変化などにより一団の未利用地となった地区については、開発許可制度による開発・建築行為や地区計画など、状況に応じて適正な制度・手法の活用を検討し、有効活用を促進します。

5-1-5 未利用地の利活用

- ① 学校跡地については、施設の状況、立地条件、地域性を考慮しながら、地域の活性化や交流の場として、最大限に有効活用を図ります。また、地域の活性化や財政運営の両面からも有効な手段であると思われる民間活力の導入について検討します。なお、有効活用を図るにあたり、校舎の解体についても検討します。
- ② 茨城県養鶏試験場跡地については、町民や来訪者の交流拠点としての利活用を図ります。また、必要に応じて防災機能の導入等について検討します。
- ③ その他の未利用地については、立地条件などを考慮した有効な活用方策を検討します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市街化区域における宅地化率	%	48.9	49.4
前田・長岡地区の地区施設道路の整備進捗率	%	10.0	17.9
区域指定制度による開発許可等の件数(累計)	件	350	470

5-2 道路・公共交通



目的と方針

町民の利便性・安全性の向上と様々な分野における町の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通の充実、交通弱者対策の強化を図ります。

現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、人々の交流を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本町には、国道6号と、主要地方道大洗友部線をはじめとする県道が14路線あり、これらを骨格として道路網が形成されています。また、高速道路として、北関東自動車道と東関東自動車道水戸線が縦横に走り、併せて3つのインターチェンジが設置されています。

国道6号については、本町を縦貫する重要な幹線道路として機能しており、一部区間においては4車線化されていますが、残る区間の早期整備を国に要望していく必要があります。

各県道については、広域的な幹線道路として重要な役割を担っていますが、狭い箇所も多数あることから、早期整備を県に要望していく必要があります。

町道については、令和3年度末現在、改良率19.2%となっており、今後も計画的な道路整備が必要です。

そのうち都市計画道路については、令和3年度末現在、改良率59.9%となっており、関係機関との調整を進め、良好な都市基盤の早期整備を図っていく必要があります。

本町の道路網は、近年の交通量の増大や舗装の経年劣化等から、ひび割れなどの破損箇所が年々増加しているため、定期的な点検・補修等が求められています。

また、本町には、大小合わせて154橋の橋梁がありますが、それらの多くは老朽化が進んでおり、今後、定期的な点検と適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていくことが求められています。

一方、本町の公共交通については、民間の路線バスが運行されているほか、町においても、令和4年度から、茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」を本格運行しています。

路線バスは、利用者の減少などにより、事業者は厳しい経営環境にありますが、町民の日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、その維持に努める必要があります。茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」については、町民に一層親しまれる公共交通となるよう、その充実に努める必要があります。

また、本町では、高齢者や障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を実施していますが、今後、高齢化のさらなる進行が予想されることから、事業内容の充実を図る必要があります。

主要施策

5-2-1 国・県道の整備促進

国道6号の4車線化、主要地方道大洗友部線の改良をはじめとする県道の整備を、国・県に対して積極的に要望していきます。

5-2-2 都市計画道路の整備

都市基盤の骨格となる都市計画道路については、関係機関との調整を進め、早期の整備完了に努めます。

5-2-3 町道の整備及び長寿命化

「茨城町道路計画」に基づき、地域の要望を踏まえながら、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、定期的な補修を行い長寿命化に努め、町民参加型の維持管理の促進を図ります。

5-2-4 橋梁の長寿命化

「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と補修を実施し、予防保全型の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。

5-2-5 公共交通の充実

- ① 路線バスについて、バス事業者に対し、維持に向けた支援を行います。
- ② 茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」について、町民に一層親しまれる公共交通となるよう、町民ニーズを踏まえながら、運行の充実及び利用促進に努めます。

5-2-6 高齢者・障がい者対策の強化

高齢者・障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を引き続き推進します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町道改良率	%	19.2	19.7
道路管理支援団体数	団体	30	36
茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」の利用者数	人/年	3,949	6,000
高齢者福祉タクシー助成事業利用者数	人/年	3,842	4,000
心身障害者福祉タクシー助成事業利用者数	人/年	220	250



デマンド型乗合タクシー

5-3 情報化



目的と方針

「Society 5.0」といわれる新たな社会の到来を踏まえ、自治体運営の効率化と地域活性化を図るため、さらなる情報化・デジタル化を推進します。

現状と課題

ICTの活用により、情報通信環境はさらに向上し続けているとともに、AIやロボット、ドローンなども生活に身近なものとなるなど、「Society 5.0」といわれる新たな社会を迎えています。

本町においても、ICTを活用し、効果的な情報発信や電子申請システムによる行政情報サービスの提供など、町民の利便性向上のための取り組みを行っています。

また、社会保障・税番号制度^{※45}の導入に伴い、個人情報・行政情報の適正な管理や行政事務の効率化を図るとともに、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の構築に取り組んできました。

今後、情報化・デジタル化は、自治体運営や地域づくりに欠かせない社会基盤として、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが予想されることから、自治体DX^{※46}推進の視点に立ち、行政情報サービスの充実や業務システムの効率化を進めていくとともに、年々巧妙化しているコンピュータウイルス等に備えたセキュリティ対策のさらなる強化を進めていく必要があります。

主要施策

5-3-1 行政情報サービスの充実

- ① 町民の利便性の向上を図るため、電子申請・届出サービスで利用できる手続き内容の拡充を図るとともに、町民の利用を促進します。
- ② ホームページや町公式LINEなどのSNSを活用した効果的な情報発信を行います。

※45 利便性の高い公平・公正な社会の実現に向け、国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を付番・通知し、各種の行政手続きに利用する制度。

※46 自治体デジタル・トランスフォーメーション。住民の利便性の向上や業務の効率化等に向けたデジタル技術の活用による行政サービスの改革。

- ③ 行政情報の共有化を図るため、より多くのオープンデータ^{*47}を掲載できるよう調査・検討します。

5-3-2 業務システムの効率化

- ① 国の定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備を推進し、ガバメントクラウド^{*48}への円滑な移行を進めます。
- ② 職員のICTスキルを向上させるための研修を実施し、ICTを利用した業務の推進や職員個人のスキルアップに努めます。
- ③ AIやRPA^{*49}の導入など、業務の一層の効率化に向けた新たな取り組みについて検討していきます。

5-3-3 行政情報セキュリティ対策の強化

年々多様化・高度化する新たなコンピュータウイルス等の脅威に対し、個人情報や機密情報の漏えい等を防止するため、最新のセキュリティ対策を推進するとともに、危機管理体制や手順を明確化し、職員への意識啓発に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町公式LINEの登録件数	件	—	5,000

*47 地方自治体が保有している各種データを二次的利用が可能な形で公開するもの。

*48 政府共通のクラウドサービス(情報システムを自ら管理・運用することに代えて、外部で管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにするサービス)。

*49 Robotic Process Automationの略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

5-4 住宅、定住・移住対策



目的と方針

快適で安全・安心な住まいの確保に向け、町営住宅の適正な管理・運営や民間住宅の住環境向上の支援に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

現状と課題

良好な住宅や住環境は、人々が豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、定住・移住を促す重要な条件です。

本町では、令和3年度末現在、21棟・250戸の町営住宅を管理・運営しています。

しかし、これらの町営住宅の約7割が、昭和40年代から昭和50年代に建築され、昭和40年代住宅は耐用年限を超過し、すでに更新時期を迎えているほか、昭和50年代住宅は耐用年限の半分以上を超過し、今後、更新時期を迎える住宅が急増することが見込まれます。

今後は、こうした状況を踏まえて平成28年度に策定した「茨城町公営住宅等長寿命化計画」（平成30年度～令和9年度）に基づき、町営住宅の効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

また、本町では、地震に備え、木造住宅の耐震診断や耐震設計・改修、住宅のリフォーム、危険ブロック塀等の撤去を支援していますが、安全・安心な住生活の確保に向け、今後も引き続き支援していく必要があります。

さらに、本町では、空き家の増加が進む中、空き家の利活用と定住・移住の促進に向け、空き家情報の収集・提供等を行う「茨城町空家バンク制度」や、空家バンク制度の登録物件の修繕費用の一部を補助する「茨城町空家活用支援制度」を導入しています。

しかし、現在のところ、転入者の増加にはつながっておらず、今後は、さらなる周知を行い、制度の利用を促進していく必要があります。

また、人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取り組みを総合的に進め、町全体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、情報発信や相談、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

このため、今後は、町の情報発信の強化や定住・移住に関する相談体制の充実、経済的支援の充実など、定住・移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

主要施策

5-4-1 町営住宅の適正な管理・運営

「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な点検・修繕等を行い、将来的な需要見通しを踏まえた町営住宅のあり方を考慮した上で、長寿命化に向けた予防保全的な管理や改善を計画的に推進します。

5-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

安全・安心・快適な住環境づくりに向け、木造住宅の耐震診断や耐震設計・改修、住宅のリフォーム、危険ブロック塀等の撤去に関する支援を引き続き行います。

5-4-3 空き家の利活用

「茨城町空家バンク制度」及び「茨城町空家活用支援制度」の利用を促進し、転入者の増加につなげていくため、ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます。

5-4-4 定住・移住希望者の掘り起こし

町の知名度の向上と定住・移住希望者の掘り起こしに向け、定住・移住に特化したウェブサイトやパンフレット等の内容充実を図るとともに、様々な媒体の活用や東京圏等におけるイベントへの参加等を通じ、町の情報発信の強化を図ります。

5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

- ① 定住・移住に関する相談に効果的に対応し、一貫したサポートが行えるよう、定住コンシェルジュなどによる相談体制の強化を図ります。
- ② 定住・移住希望者の不安や悩みの軽減、町の風土や日常生活を体験する機会の提供を図るため、東京圏等における移住相談会へ参加するとともに、お試し移住体験住宅事業等を推進します。
- ③ 定住・移住希望者に対して農漁業体験等、町の魅力ある資源を活用したプログラムを提供することにより、町への定住・移住を促進します。
- ④ 定住・移住希望者に、実際に町で生活している方の暮らしの情報「根ほり葉ほり聞いてみました！」を発信することにより、町への定住・移住を促進します。
- ⑤ 転入者に対する住宅リフォームの支援を引き続き行うとともに、定住・移住希望者のニーズを的確に把握しながら、さらなる効果的な支援施策を検討・推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた改修戸数(累計)	戸	36	90
「茨城町耐震改修促進計画」に基づいた耐震化率	%	72.5	95.0
「茨城町空家バンク制度」への登録件数	件	0	5
定住・移住施策を利用した移住者数(累計)	人	46	100
暮らし情報発信事業の掲載地区数(累計)	地区	30	60